

平成27年度 第1回赤磐市総合教育会議

- | | | |
|--------|----------------|---------|
| 1 開会日時 | 平成27年6月25日(木) | 午後1時00分 |
| 2 閉会時間 | 午後3時45分 | |
| 3 会議場所 | 赤磐市役所 2階 | 第1会議室 |
| 4 構成員 | 市長 | 友 實 武 則 |
| | 教育委員長 | 内 田 惠 子 |
| | 委員長職務代理者 | 日 名 智 子 |
| | 教育委員 | 角 南 整 司 |
| | 教育委員 | 山 本 賢 昌 |
| | 教育長 | 杉 山 高 志 |
| 5 関係者 | 保健福祉部長 | 石 原 亨 |
| | 子育て支援課長 | 国 定 信 之 |
| | 教育次長 | 奥 田 智 明 |
| | 教育総務課長 | 藤 井 和 彦 |
| | 教育総務課 副参事 | 竹 下 充 |
| | 学校教育課長 | 石 原 順 子 |
| | 社会教育課兼スポーツ振興課長 | 前 田 正 之 |
| | 中央公民館長 | 土 井 道 夫 |
| | 中央図書館長 | 三 宅 康 栄 |
| | 中央学校給食センター所長 | 久 山 勝 美 |
| 6 事務局 | 総合政策部長 | 原 田 昌 樹 |
| | 秘書企画課長 | 徳 光 哲 也 |
| | 秘書企画課 副参事 | 遠 藤 健 一 |
| | 秘書企画課 主事 | 平 山 優 貴 |

協議事項

- 公 開 1 総合教育会議の運営について
- 公 開 2 教育に関する大綱の策定について
- 公 開 3 教育課題について

※非公開の議事については、議事録は公開されません。

○原田部長 総合政策部の原田と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻でございますので、会議のほうを始めさせていただきますと思います。

本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定によりまして、公開とさせていただきます。また、同法第1条の4第7項の規定によりまして、本会議の議事録のほうも公表させていただきますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。また、傍聴に関しましては、正式にはこの後、赤磐市総合教育会議傍聴規定（案）のご承認をいただいてからということになりますが、本日は最初の会議となりますので、ご承認をいただくまでは暫定的に報道関係者と一般傍聴者5名までの入場を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田部長 ありがとうございます。それでは、入場させていただきます。

それでは、これより平成27年度第1回赤磐市総合教育会議のほうを開会をさせていただきますと思います。

なお、本日の会議は第1回目の総合教育会議となりますことから、会議の運営要綱及び傍聴規定が未承認ではありますが、暫定的に傍聴を許可し、会議を開催させていただきますと思います。

それでは、まず初めに市長のほうからご挨拶をお願いいたします。

○友實市長 それでは、皆さんこんにちは。

今日は第1回の赤磐市の総合教育会議ということで、皆様方におかれましては本当にお忙しいところ、こうしてお集まりいただきまして本当にありがとうございます。今日は本当に第1回ということで、全国的にも今年度からこの試みが始まっております。県内の各市では、既に会議を終えた市町村もございます。赤磐市もこれからしっかりとこの総合教育会議で議論をして、赤磐市の課題をしっかりと見据えながら教育の施策に反映していくように、そういったことができればと強く考えております。

この赤磐市ですけれども、これまで私が市長に就任してからも教育というのは最重点課題ということで、力を入れて学力向上、あるいは学校環境の改善に努めてきました。一つには小学校における35人学級の実現、そして昨年からは産官学ということで連携しての学力の向上のプロジェクト、これを立ち上げて今半年が過ぎようとしております。それなりの、というよりも大きな効果を上げつつあるというふうに私は考えております。しかしな

がら、こういった施策は一つ一つの施策でありますけども、もっともっと赤磐市の根本的な部分を見直して、赤磐市のどこに大きな課題があるのか、そしてそこをしっかりと見据えて、これから将来の赤磐市を支える子どもたちをどう育てていくか、こういったところから原点に戻って皆さんと議論ができればと思います。

特に、この赤磐市は皆さんもお気づきの方もたくさんおられると思うんですけども、私が気づいたところと言いますと、例えば桜が丘を登下校時刻に歩きますと子どもたちがたくさん歩いております。若い方がたくさん移り住んできて、子どもたちも増えてる状況にあります。また、この子どもたちの姿を見たら、制服ではなく私服で、いかにも都会的な子どもたちが歩いて通っております。片や、旧来の地域へ行きますと、どんどんどん人数が減ってきて、日本の各地で悩んでいる少子・高齢化、そういったことに直面している地域もあるということで、この両極端といいますか、この両方の特性にきちんとピントを合わせた教育、こういったものが必要なのではないだろうか、そういった特性の違う地域を同じ施策で展開して果たしていいのかどうかということの一つ私は疑問に思っております。そうしたことを大きな赤磐市固有の課題として、これから皆さんと一緒に議論をしながら、赤磐市ならではの教育政策を展開していきたいと思っております。

そのためにもこの総合教育会議が有意義なものとなるように皆様の本当に屈託のない胸襟を開いた議論、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほう、どうかよろしくお願い申し上げます。私の冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○原田部長 ありがとうございます。

本日は第1回目の会議ということでございますので、本日の資料の4ページにございます赤磐市総合教育会議運営要綱のこちらの案のほうのご承認がいただけますまでは事務局にて進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項の1番、総合教育会議の運営についてということで、ご協議のほうをお願いをしたいと思います。

初めに、総合教育会議の概要等につきまして、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

○徳光課長 それでは、失礼いたします。総合政策部秘書企画課徳光と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料のほうはお手元にありますレジュメと、それから1部カラーのA3判の

資料がございます。あわせてごらんをいただければというふうに思います。

それでは、冊子のほうをごらんください。

この総合教育会議につきましての記述がございます。

まず、会議の位置づけと構成ということでございますけれども、設置の目的といたしましては教育に関する予算の編成、執行や条例の提案など、重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有いたしまして、よりよい民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的といたしております。

(2) といたしまして、協議及び調整の場でございますけれども、今日ご参加をいただいております市長、それと教育委員会、教育長、それから委員さん、対等な立場で執行機関同士の協議、調整を行う場というふうになっております。この総合教育会議につきましては、首長または教育委員会が特に協議、調整が必要な事項があると判断した場合、そういった事項につきまして協議、調整を行うものであるということを決定をいたしております。

また(3) といたしまして、この総合教育会議の場におきまして調整がなされた結果、これにつきましてはそれぞれ尊重義務を負うということになっております。

また、この会議につきましては、首長のほうが招集ということになっております。

それから、(5) 構成員でございます。先ほど申し上げましたように、首長と教育委員会、この教育委員会は教育長と全ての教育委員さんが出席をするということが基本となっております。

また、この協議の場ですが、必要があると認めるときには関係者、あるいは学識経験者等から当該協議すべき事項に関して意見を聞くこともできるというふうになっております。

それから、大きい2番でございます。

(1) のところに協議、調整すべき事項ということが規定をされておりますが、またこの後ご提案をさせていただきますけれども、①大綱の策定に関する協議、②といたしましては、教育を行うための諸条件の整備、あるいはその他地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策についての協議を行う、③としまして、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じたり、被害が起きようとしていると見込まれるときに緊急に講ずべき措置につきましての協議並びにこれらに関する事務の調整を行うというふうなことをうたわれております。

それから、(2)としまして協議、調整すべきでない事項というのもございます。そこに記述がありますのは、予算措置等に関しまして政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであって、予算があれば全て日常の学校運営に関する些細なことまで、こういった総合教育会議の場において協議、調整するものでないというふうに規定をいたしておりますが、これは別冊のA3判のカラーのパンフレットですけども、Q5というところに教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算、条例案など首長の権限にかかわる事項についてのみ協議するんですかと、こういうのがございます。この中に、実際協議するものには予算、条例提案等に加えて、保育や福祉等、首長の権限に関わる事項について、協議、調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議を行うことが想定されておりますが、教科書の採択や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、これを総合教育会議で協議議題として取り上げるべきものではないというふうなことも規定をされております。

それから、3ページになりますけれども、3といたしまして、会議の公開と議事録の作成及び公表。冒頭司会のほうからもありましたように、この会議におきましては原則公開となっております。また、この会議にされたことにつきましては終了後、遅滞なく議事録を作成して公表するように努めなければいけないと。この公表の方法といたしましては、ホームページ等を活用して公表することが求められているということでございます。

3ページの下段でございます。

教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）ということございまして、これまで簡単に説明をさせていただきましたものが、その法律の第1条の4のところに記載をされております。先ほど申し上げましたようなことがこういった法律に記載されているということで、あわせてごらんをいただければというふうに思います。

会議の運営につきましては簡単でございますが、以上でございます。

○原田部長 それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田部長 ありがとうございます。

それでは、次に進まさせていただきます。

資料4ページの赤磐市総合教育会議運営要綱の案につきまして、事務局のほうから説明

をさせていただきます。

○徳光課長 それでは引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。

4ページのほうには赤磐市総合教育会議運営要綱（案）ということでございまして、先ほどの説明ならびに3ページの下段になります法律の第1条の4のところに記載されていることを、さらにこの赤磐市に関しまして具体的に規定をさせていただいております。

この要綱につきましては所掌事務、構成員、議事録の作成及び公表等に関する事項を定めることを目的といたしております。先ほども説明を申し上げましたけども、所掌事務につきましては第2条に、構成員につきましては第3条、それから第4条のところに招集、市長が招集をする、それから会議につきましても、議事進行につきましては市長が行うということでございます。また、第6条のところに意見聴取ということで、必要があるときには関係者等の出席を求め、意見を聞くことができます。それから、第7条のところにこの会議は公開をされるものとする。それから、議事録の作成及び公表につきましては、第8条のところに会議の終了後、遅滞なく公表するものとするということでございます。それから、第9条のところに事務局ということでございます。この総合教育会議につきましては、総合政策部秘書企画課におきまして事務を所掌するというにいたしております。なお、附則につきましては本日ご承認をいただければ、本日からの施行としたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原田部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田部長 ありがとうございます。

それでは、ご承認ということでいただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田部長 ありがとうございます。

それでは、ご承認をいただきましたので、ここからの会議の運営につきましては、この要綱に基づきまして行ってまいりたいと思います。

それでは、赤磐市総合教育会議運営要綱の第5条の規定によりまして、会議の進行につきましては市長が行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

○友實市長 はい、わかりました。

それでは、私のほうで議事進行を務めさせていただきます。

本日予定している議事についてお手元にお配りさせていただいております協議事項、会議次第に従って進行させていただきます。

それでは、赤磐市総合教育会議傍聴規程の案について協議をさせていただきます。

これについて事務局より説明をお願いいたします。

○徳光課長 それでは引き続きまして、私どもから説明をさせていただきます。

ページのほうは5ページのほうをごらんください。

こちらのほうに赤磐市総合教育会議傍聴規程（案）ということでございます。冒頭ありましたように、この会議におきましては傍聴を認めるということでございまして、それまでは暫定的な許可ということになっておりますが、この規程を制定することによりまして傍聴の規程を正式に施行したいというふうに考えております。

この傍聴規程におきましては、第1条趣旨のところには先ほどの運営要綱第10条の規程に基づきまして、傍聴に関する必要な事項を定めるということにいたしております。傍聴につきましては、報道関係者並びに一般傍聴人ということで、一般傍聴人につきましては5名までということにいたしております。第3条のほうには傍聴の手続、それから第4条には傍聴の禁止事項、それから第5条のところには傍聴人の遵守事項等を規定をいたしております。また、第6条にはこの傍聴に関しまして違反する場合の措置、それから第7条に退場に関する事項を載せております。また、第8条のほうには録音等の許可に関して定めております。詳細読み上げませんでしたけども、以上のようなことを傍聴規程として定めていきたいというふうに思っております。

なお、ご承認がいただければ、これにつきましても本日からの施行ということを考えております。

以上でございます。

○友實市長 ただいま説明がありましたが、これについてご意見等ありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 ちょっと1つだけ、私のほうからよろしいでしょうか。

傍聴人の定員なんですけど、5人とするととなつとんですが、例えば6人目の方が来られ

たときにお帰りいただくということになります、これでは。最後に、例えばここでこの会議の責任者である市長の判断が入る要素を加えてはどうかと思うんですけれども、どうでしょう。事務局のほう。

○原田部長 5人程度とさせていただいて、いかがでしょうか。程度であれば。

○友實市長 ですよねえ。6人目が来たときにお帰りくださいというのは抵抗あるでしょう。

○原田部長 5人程度とさせていただければ、5人、6人、7人ぐらいまではいいと思います。

○友實市長 まあ、柔軟にできますんで、そういうふうをお願いしたいと。

○原田部長 じゃあ、5人程度で入れてください。

○内田委員 いいですか。

○友實市長 はい。

○内田委員 言葉っているいろいろな取り方があって、5人程度、6人目が来られたときに6人目を切ることは何かちょっとつらいなと思うので、5人程度に変えたと思うんですけれども、一般市民にとって何名までが程度に入るのかということでもめたりはしないですね。

○原田部長 今のは市長の発言ですと、こちらの事務局側のとり方としましては、来られた人が来られるのであれば、逆に入れるだけは入ってもらいたいという発言……。

○友實市長 そうです。

○原田部長 発言ととったんですけど。

○友實市長 だから、この会場のキャパもあるから、100人来たらそれはもう無理です。だけど、今日のこのスペースなら詰めれば10人になるまでいけますよね。

○原田部長 はい。

○友實市長 そういうふうに興味を持って市民の方がお見えになったら、私は最大限受け入れるべきかなって思ったんで、5人に限らんと、どっかでちょっと許容を許すような。

○原田部長 通常5人程度というのを言葉でいきますと、もう2人、3人はというようなレベルまでの、国語のことをどうのこうのいう漢字の説明をしてもあれなんですけど、というようにとり方を事務局ではしております。

○奥田次長 市長。

○友實市長 はい、どうぞ。

○奥田次長 事務局でこういう話をしたらおかしいんですが、実際にやってみて資料の作

成等あります。ですから、ある程度決めていただかないと5部刷るのか10部刷るのかというふうなこともあるので、ある程度どっかで切る必要があるんじゃないかなと私は思うんですが。

○杉山教育長 済いません、質問。

○友實市長 はい。

○杉山教育長 それと、いろいろな教育委員会が主催して会議を開くときに、例えば図書館協議会を開いたときに5人のところを来られてお帰りをいただいたときの感じ、それぞれ議会の分は人数は幾らか多いんですが、あと何か5人という表記が結構あるんじゃないのかなと、そのあたりの整合性も含めて全部その柔軟にいけるんだったら私賛成です。この会だけという、ほかで困るところありませんか。図書館この前ありましたね、お帰りいただいた例が。

○友實市長 帰ってもらったん。

○図書館長 はい。

○杉山教育長 だから、そこをちょっと詰めとったほうがいいのかないかなという気があるんですが。

○杉山教育長 そこをええぐあいにしておかないと、これはいい、これはいけない、もう変えるんなら全部5人ぐらいを基準にしながらとかという。

○前田課長 教育委員会のほうの傍聴規程に定めたんが5名なので、教育委員会関係のほうは会議が全部5名で、これは先着順ということでそこはお帰りいただくように。

○友實市長 じゃあ、ちょっといい意見も出たんで、これ市長部局の都市計画審議会とか総合計画の審議会とか、いろいろありますんで、そういったところと整合を図りながら柔軟な表記ができればそっちに向かって検討するというので、とりあえず今はここで決定までは至りませんが、ちょっと事務局と私のほうにお任せをいただけないでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 じゃあ、次へ移らせていただきます。

とりあえずそういうことで、人数規定のこと以外についてはご承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 ありがとうございます。

それじゃあ、一部をきちんと詰めまして、これからの会議の傍聴についてはこの規定に基づいて行うようにいたします。

次に、協議事項の2番、教育に関する大綱の策定について協議をさせていただきます。

1、大綱について、2、大綱の策定について（案）、これを事務局より説明をお願いいたします。

○藤井課長 はい、市長。

○友實市長 はい、どうぞ。

○藤井課長 教育に関する大綱の策定につきましては、教育総務課藤井のほうから説明を申し上げたいと思います。

資料7ページをお願いします。

今回の地方教育行政法の改正によりまして、地方公共団体の長は教育に関する大綱を定めることとされております。

まず、資料7ページの1、大綱についてをごらんください。国の通知に基づきまして大綱の目的や定義について説明申し上げます。

まず（1）番、策定の目的でございます。地域の民意を代表する首長に大綱の策定を義務づけることにより、教育行政に地域住民の意向をより一層反映することにあります。

（2）は大綱の定義でございます。大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。

1つ飛びまして（4）の大綱が対象とする期間については、法律では定められておりませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、四、五年程度が想定されております。

1つ飛びまして（6）は、教育振興基本計画と大綱との関係でございます。教育振興基本計画は教育基本法で各自治体に教育の振興に関する施策の作成を義務づけているものでございまして、地方公共団体において教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、総合教育会議において協議、調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないと示されております。

次に、2の大綱の策定について（案）についてでございます。

これについては、大綱の策定作業の進め方についてお示ししております。

赤磐市では、合併後の平成17年度に策定しました赤磐市総合計画に基づきまして行政

運営を進めているところでございますけれども、平成27年度に第2次の赤磐市総合計画を策定することとしております。

なお、教育振興基本計画につきましては、赤磐市では平成21年3月に作成をしておりますけれども、計画期間が平成25年度で終了しております。昨年度から第2次の総合計画の策定作業を進めておまして、教育委員会では、この総合計画の策定作業とあわせて教育振興基本計画を策定することとしております。教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策についての基本的な目標や方針を定めるものでございます。この目標や施策の根本となる方針が大綱に該当すると位置づけられることから、先ほど説明申しました1の(6)、これを踏まえまして、平成27年度に策定する赤磐市教育行政振興基本計画を大綱にかえさせていただきたいと思っております。

ただし、新たな総合計画や教育行政振興基本計画の策定に当たりましては、その基本理念、方針、目標をこの総合会議で協議、調整していただきまして、その方針を踏まえて策定作業を進めたいと考えております。本年度も策定する教育行政振興基本計画を大綱として位置づけるということにご承認をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○友實市長 説明が終わりました。

今の説明のところまでで、ご意見ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

ちょっとこの先も説明いただいて、トータルで意見求めたほうがいいかなと思うんで、お願いします。

○藤井課長 はい。それでは引き続きまして、資料8ページの3、策定方針(案)について説明をさせていただきます。

まず(1)でございますが、基本理念を「お互いを尊重し、笑顔が輝く人づくり」としてしております。これは、赤磐市の市民憲章の一つとしてお互いを尊重し、笑顔が輝くまちにしますという目標を掲げております。互いに相手のことを理解し、思いやり、支え合う、こういった豊かな人間性を育成することがまちづくりにつながるという観点から、教育理念を「お互いを尊重し、笑顔が輝く人づくり」ということにしております。この理念のもと、今後の教育行政を推進していきたいと考えております。

次に(2)の基本方針は、今後の教育行政を推進する上での基本的な考え方を示しております。今後の教育行政を推進する上で少子・高齢化、核家族化、高度情報化の進展というように、各自治体共通の社会変化に伴う課題についての的確に対応していきたいと思

っております。

また、赤磐市固有の課題には重点的に取り組んでいきたいと考えております。特に、本市におきましては、人口の集中と過疎の両極化が進んでおります。児童・生徒数が増加している地域では学校施設、設備の不足、減少している地域の学校では多様な学習形態、集団の確保、通学路等の防犯対策などさまざまな課題があります。これらの課題の解消に向け、柔軟できめ細やかな教育活動を行うとともに、安心・安全な教育環境の整備充実に取り組んでいきたいと、こう考えております。

①の生きる力の育成「豊かな学びと健康な体づくり」、次のページの②の人が輝き、地域社会が輝く「生涯学習社会あかいわ」の実現、③のゆとりと生きがいの創造という3つの方針で教育行政を推進していきたいと考えております。

その下の(3)の基本目標は、学校教育、家庭教育、生涯学習、スポーツ、文化の振興などにつきまして、現状の課題に対応していくための今後の施策展開の目標でございます。5つの部分で整理をしております。

まず、①の生きる力を育む幼稚園、学校教育の充実につきましては、まず教育環境整備の課題といたしまして学校施設につきましては、これまで耐震工事を優先的に進めてまいりましたけれども、建築後40年過ぎた学校も増えてきております。外壁のひび割れや設備の老朽化も進んでおります。また、教育効果を高めるためのICT機器の整備も進んでいきたいと考えております。小・中学校の学力においては、基礎学習の定着に課題が見られます。また、問題行動、不登校については、県平均よりも高い状態が続いている状況でございます。幼稚園教育については、人格形成の基礎を培う場として、一人一人の特性や発達に応じた質の高い幼児教育を提供していくことが必要であると考えております。今後の施策としましては、そこに上げております教育環境整備の推進、確かな学力の定着、幼稚園教育の充実などの8項目について施策を展開していきたいと、こう考えております。

次に②のほうの家庭、地域社会の教育力の充実でございます。

課題といたしましては、近年、少子化や核家族化の進行に伴う社会性の欠如、家庭や地域社会での教育力の低下など、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化しております。このような状況の中、本市の将来を担っていく青少年が豊かな社会性とすぐれた創造性を養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つようと、地域の子どもは地域の人々で守り育てる、これを基本といたしまして、家庭、学校、地域社会、関係機関とそれぞれ

連携、協働し、地域リーダーやボランティアによる子育て支援活動を推進していきたいと考えております。

また、市民一人一人が人権を尊重し、日常生活の中で生かせるような幅広い人権教育、啓発にも努めていきたいと考えております。

今後の施策といたしましては、子どもは赤磐市の宝、家庭教育における教育機能の充実、人間尊重を基盤とした人権教育・命の教育の推進、この3つで施策を展開していきたいと考えております。

次に、③の生涯学び続ける意欲を喚起する生涯教育ということでございます。

市民が社会のさまざまな分野で生き生きと活躍していくためには、市民一人ひとりが主体的に学習活動に取り組み、積極的に地域社会づくりに参画できるよう、社会教育関係施設の連携などによりまして、学習機会の充実を推進していきたいと考えております。

今後の施策といたしましては、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる生涯学習事業の推進、公民館活動の充実、図書館活動の充実、社会教育施設の管理運営、この4項目で施策を展開していきたいと考えております。

次に、④の生涯にわたるスポーツライフの実現につきましては、市民の誰もがいつでもどこでもスポーツやレクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実、利便性の向上に努め、健康で心豊かな人づくりを目指すとともに、市民が生きがいを感じ、感動を共有できるよう生涯にわたるスポーツ、レクリエーション活動の推進に努めたいと考えております。

今後の施策としましては、スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり、健全な心身を育み、活力を生む生涯スポーツの推進、お互いの力を高めあう競技スポーツの振興、この3項目で施策を展開していきたいと考えております。

最後に、⑤のほう文化財保護並びに地域文化、芸術の振興につきましては、赤磐市の文化的魅力を高め、市に愛着や誇りを感じられるよう文化財の保護保存及び活用を進めるとともに、市民の主体的な文化活動の促進を図りたいと考えております。

今後の施策としましては、潤いのある豊かな市民文化の創造の推進、文化財の保護と活用の推進、文化遺産の伝承と活用、この3項目で施策を展開していきたいと考えております。

また、基本方針のところでも申し上げましたが、赤磐市固有の課題への対応については、この5つの基本目標の該当する部分にそれぞれ織り込んでいきたいと考えております。

以上、総合計画、教育行政振興基本計画の策定に当たりましては、ただいま説明申し上げました3つの基本方針、5つの基本目標を踏まえ、大綱と位置づけられるように策定作業を進めていきたいと考えております。この策定方針についてご承認をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○友實市長 ちょっと説明長かったんですけども、大きなボリュームになろうかと思えます。それぞれにご意見がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

○内田委員 いいですか。

○友實市長 どうぞ。

○内田委員 ただいま説明にありましたように、少子・高齢化、それから高度情報化、安全・安心の確保の問題等、今教育を取り巻く環境、あるいは子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。そういう中で、赤磐市として取り組まなければならない課題としては学ぶ意欲や学力向上、それから不登校や問題行動等の未然防止、規範意識の向上等が上げられると思います。教育委員会として、これらの教育課題解決に向けて着実な成果を上げるよう努めていきたいと思っていますところですので。ご理解いただければうれいす。

○友實市長 ほかにいかがでしょう。

○杉山教育長 はい、市長。

○友實市長 はい、どうぞ。

○杉山教育長 今回の赤磐市教育行政振興基本計画の中で、本当に本気で考えた言葉があります。それは、8ページにあります策定方針（案）、基本理念であります。

いろいろ理念はありますが、本当に今赤磐市の大人から子どもまで互いを尊重し、これへ帰るべきではないか。物の豊かさはあります。今の子どもたちには本当に我慢するとか、相手のことをきちっと考えて自分はどうすべきか、これは大人にも言えることだろうと思います。本当にこの職についてみてさまざまな、いろいろな方と接することがあります。そのときに自分はどうか、自分を振り返る。何かそういう本当に基本的なことを私たちは大事にしながら何のために学ぶのか、それは学ぶことによってもちろん学力もありますが、人としての礼節も一緒に学んでいくんだ、それを一番に考えた中での具体的な大綱です。大まかなものを項目として上げておりますが、本当にお互いを尊重し、もう私は赤

磐市の市民憲章の第1、この言葉常に私はノートへも張っておりますし、5つありますが、宙で言えといったら言えます。もう基本的な原点へ戻る契機にしたいなあ、そういうつもりで基本理念を大事にしたもので行政の振興計画をつくってまいりますので、ぜひそれを大綱としていただけたらありがたいなあという気持ちを持っております。

以上でございます。

○友實市長 日名委員、どうでしょうか。

○日名委員 そうですね、本当に問題はいろいろとあるんですけども、本当に先ほど教育長も言われましたが、お互いを尊重し、帰るべきって言うのを言われたんですけど、大人自身が自信を持って後ろ姿を見せれるようになっていくようにいかなければいけないなと思います。

○友實市長 よろしいでしょうか。

○日名委員 はい。

○友實市長 角南委員、いかがでしょう。

○角南委員 改めてお互い尊重しというものをつい重く感じ取りました。ぜひそれを最重要にして、頑張っていたきたいと思います。

○友實市長 はい、山本委員。

○山本委員 はい。私もお互いを尊重するのは非常に重要なことでありますけども、この次の笑顔輝くというところもやっぱり重要じゃないかと思います。笑顔が輝くということは、一人ひとり自分の力で幸せに生きていく力を身につけてるということだと思いますけど、その中の一つにお互い尊重し合って、折り合いをつけて、いろんな牽制していく力をつけるというのもあると思うんで、2つセットで大きな大綱の一番の基本原理だというふうに思います。

○友實市長 はい、ありがとうございます。

私のほうからもよろしいでしょうか。

この項目ずっと読んでいって、理念的には特に異論のないところですけども、1点この基本目標の中に学校の教員の資質の向上とか、指導力の向上、こういったものも政策として必要なんじゃないかなって思うんですけども、これは今の目標の中には読み込めるところがちょっと見当たらないんですけども、これ事務局いかがでしょう。

○藤井課長 はい、市長。

○友實市長 はい。

○藤井課長 これにつきましては、先ほどの基本目標の1の生きる力を育む幼稚園、学校教育の充実、この中のこれが教育環境の整備でありますとか、確かな学力の定着、このあたりにそのような項目を織り込んでいくというふうに思っております。

○友實市長 これは大事なことですから、この中に入ってるよっていうんじゃないくて、一つプログラム立ててもらえんのだろうか。

○藤井課長 一つ項目を立てて。

○友實市長 はい。

○藤井課長 わかりました。

○友實市長 いい。

○藤井課長 はい。

○友實市長 お願いします。

それから、やっぱり赤磐市の根本的な課題として、よくこういう言い方はよくないのかもしれないんですけども、旧来の地域の人たちが言うときには、団地はとか、ネオポリスはとかというような言い方をしたり、地域の特徴というのが市民の意識の中にもすごく濃くあります。それを解消するのも一つの大きな課題だとは思んですけども、それとはちょっと違って、子どもたちがやっぱり桜が丘の都会的な環境と、それから特に中山間のあたりへ行くと、もう全く環境が異なります。こういったもう全然両極端の環境の中で起きている現象も全く違います。そういったところをどう子どもたちを導いていったらいいのかっていうのを私のほうもよくわからないんですけども、今の赤磐市にはとっても重要なところじゃないかなと思うんですけども、これは各項目できちんと議論しますよって言われたんですが、そんなやり方でいいんでしょうか。

○杉山教育長 はい、市長。

○友實市長 どうぞ。

○杉山教育長 8ページの基本方針のところには実は市長のほうからもご指摘をいただいて、これらの課題の解消に向けて柔軟できめ細やかなというその前のところに、多様な学習形態、集団の確保、それから通学等の防犯対策などさまざまな課題があります。これらについて解消していくというのは、教育内容については全国どこへ住んでいようと学習指導要領というのを公的拘束力のある内容は確保されています。保障されています。それを各地域の実情に応じて児童・生徒に一人ひとり身につけさせていく。そのときに多様な学習形態をとるという場合、複式の学校もあります。そのためにできることは今人の配置を

して、できるだけAB年度の単複の繰り返しではないような措置をとってもらったと思います。そういう面で、内容的なものは全国どこに住んでいても保障はされていますが、方法については各市町に任されていますので、ここをご指摘いただいた点について追加をさせていただいております。

○友實市長 この8ページの真ん中どころの3行ほどが後から加わったということもあって、後ろになかなか反映できていないっていうのは否めないんで、そこはこの項目の中でももう少し濃く反映するように本編つくっていく中で配慮してください。

○奥田次長 はい、おっしゃるとおり検討させていただきます、入れるように。

○友實市長 ですよ。

○友實市長 いかがでしょう。ほかにご意見とかご質問ありましたらお願いします。

これは非常に大事なところですので、活発に議論させていただきたいと思います。

○内田委員長 では、市長いいですか。

○友實市長 はい、どうぞ。

○内田委員長 教育現場にいたので、一般市民から見た教育現場というものをどういうふうに見ているかっていうのはちょっと最近になってわかりかけたけれども、わからない点が1点あるんです。それは何かというと、先ほど教員の資質向上も候補として上げてほしい。それから人口増、それから人口減の地域の形態を言葉としてもう全面に出してほしいという意見をお聞きいたしました。

教育現場は、例えば9ページの基本目標の丸印があるんですけども、これらのもとが教員の資質の向上がなければ推進も育成もできないという感覚を持っています。だから、あえてそれをもとに、さらにこういうふうに進んでいきますよというような捉え方を現場にいるとついついしがちなんです。だけど、市長さんからのその言葉を聞くと、それを全面に出すと、そのもとにあるものなのか、もとにあって上にこう連ねていくものなのか、並列的に並べていいものなのかっていうのがちょっと自分ではよくわからなかった部分もある。それは、並列的にここに上げてもいいものなのか、あるいは前文にこういうことをもとにして次のようなことに取り組みますというような形でもいいのか、どうすればその一般というか、市民の人たちに理解しやすい文言ってなんだろうかなあというふう思ったんで、ちょっと見方を。

○友實市長 ご質問に的確かはどうかはわかりませんが、私のこの発言のその心はという部分を言うと、確かにここへ書いてある丸印を推進しようと思ったら、教員がしっかりと

自己啓発しながら前に向いて常に自己研さんしながらじゃないと推進できないことばかりなんだけども、それを教員各自が自分でやっていくっていうことを前提にすることも重要なんだけども、市として教員を育成するっていう姿勢もいるんじゃないかと思う。この姿勢を上げたら、それを達成するために具体的施策は何なのかというのが議論されないといけない。そういうふうなことが、この教育大綱の中に盛り込まれるべきだと思ったわけなんです。だから、内田委員は教員のご経験があって、教員たるものは常に子供たちにしっかり教えるように自己研さんを図り、セルフトレーニングを積み重ねていくものが教員だという前提でおっしゃっておられると思うんですけども、それはもう確かにそのとおりなんだけども、それとはまた別方向で、この職域として組織として教員をより高いところに導くための組織努力は必ず必要ということが私言いたかったんですけども。

よろしいでしょうか。

○内田委員長 はい。

○山本委員 よろしいです。

○友實市長 はい、どうぞ。

○山本委員 大綱にかわるものというのは、この今日示されている10ページの4以上のところの、下にまだこれからご決議をされていくものが大綱にかわるものになるんですよ。

その基本目標というのは、ここに書いてあるような豊かな学力の定着とか、子どもに対してどんなことをするかというのが基本目標で、その基本目標を具体化するための施策として教員の資質向上とかという、そういう階層的な位置づけになるのかなと思うんですけど、今後多分この今日の示されてるものに肉づけしていく、もっと細かいところも具体的な施策のところが出てくると思うんですけど、そこにはきちんとどういうふうな形で教員の資質向上とか、そういうのをきちんと位置づけていかないといけないとは思いますが、今度は基本目標のところをそれを上げてくるのがどうなのかなというちょっとした疑問がないことはないです。

○友實市長 教育長はどう思う。現場の目線で見るとどうなんですか。

○杉山教育長 私は教育長の立場で学校現場を見たときに、教員の資質向上は大事なことであります。そのために学校教育というのは指導主事を配置し、学校へ指導に入っている。ですから、項目で上げないと、これ大綱ですから、さっき言われたように細かいどういう具体的な方法で指導していくからのことは大綱には上がってきません。ですから、一つの

核として上げることについては、私はかえって賛成であります。

○友實市長 私の意見としては、この学校の先生は、もう入ったばかりの先生とそれからもう大ベテランの先生、力に差があるのは当たり前の世界なんですけども、若い先生が早くに力をつけて先輩を追い越してもらうような知識、あるいは技術を身につけてもらいたいというのがこの赤磐市の教育の全体の底上げに一番近道だと思うんです。だから、その先生方が、ベテランの先生だって今まで自分のこういったら悪いですけども流儀とか、そういったことでやってきてる先生が例えば研修とか違う目線を持った先生と交流することによって、新たに一つの幅を広げることができるっていうことも機会は必要なんじゃないかなって思うんです。

我々行政の世界でも、例えば国が実施する研修会、そういったものや、今まで全く違う組織から来ていただいた職員と一緒に仕事をすることによって今までと違うものを覚えていく、幅を広げていってるっていうのを私も目の前で見てきて、学校現場でもそういったことは起こるんじゃないのかなと思ってます。これはやっぱり組織の方向性を示してやらないと、個々の資質とか意識に任せたら随分むらが出ます。だから、人材育成というのはやっぱり組織が旗を揚げないといけない、具体的な施策も展開しないといけないっていうのは私の持論なんですけども、どうですかね。

○山本委員 どのレベルのところに位置づけるかというか。

○友實市長 結構優先度高いと思うんですけども。

○山本委員 そうですね。確かに基本目標のほうで教育環境整備の推進なんかもありますんで、何のために教育環境を整備推進するかというのを、結局子どもたちの教育のためだということになって、ここにも子どもたちの教育のためにどんなことをしていくんかも一応入れてあるんで、やっぱり教育の環境と同じく、教育をする人材の育成もここに入ってもおかしくはないと思いますんで。

○友實市長 例えばとっぴなことを言うようで申しわけないんですけども、例えばあれは山形だったっけ、ちょっと今注目されてるじゃないですか。

○杉山教育長 秋田。

○友實市長 秋田だ。秋田県の小・中学校が全国的に随分注目されてて、あれは沖縄だったっけ、先生が秋田へ派遣されて、何年か秋田の小学校で秋田のシステムを学んで地元へ帰ってきて、その秋田方式を地元沖縄で育てていく、そういった大胆な人材育成を私は意味して言ってるんです。ちょっととっぴなことを言いましたが、それぐらいのことをやってい

く必要があるのかなっていうことを言いたかったんです。

○内田委員 わかりました。

○友實市長 日常の研修へ行くとか、そんなんじゃなくて。

どうですか。

○角南委員 市長の言うこの丸の2個目の中に1つ教員の資質の向上を入れるということですか。というのは、そうすると目標が教員の資質の向上になってしまうじゃないですか。基本目標の一つが教員資質の向上になってしまう。

○友實市長 構成ですけど、事務局いいですか。

ここの丸の構成は、上の①とか(3)とかの①の目標を達成するための各論が丸の項目を並べてるんでしょ。

○藤井課長 そうです。はい。各論がこの①の生きる力を育む幼稚園、学校教育の充実でしたら、丸がそうです。

○友實市長 だから、①生きる力を育む幼稚園、学校教育の充実を図るために教育環境を整備をするんだよ、学力を定着させるんだよ、教員の資質を向上するんだよっていう構成になってると理解しとんですけど。

○角南委員 この丸を現実化させるためには、教員の資質向上が必要だということですよ。先ほどから内田先生が並列かどうかということ、その教育環境の推進と教育向上が並列かどうかということですね。じゃなくて、この丸の上に一つ教員の資質の向上があつてこそ、これが下の丸の8つが起こるんですよ。

○杉山教育長 それじゃなくても入らんですから、例えば安全・安心な学校給食の提供というのは、それは教員に求めるわけにはいかないです。だから、項目中の一つとして入れるという。

○原田部長 教員の資質の向上なくしてはいろんなことが前にいかない。いろんなことのベースにはそれがあるというふうには思っておりますから、ですから、それは鶏が先か卵が先ではないんですが、あわせてやっついていかないといけないんじゃないかというふうには考えております。

○山本委員 若干その丸の中に本当の大きな目標とそれを実現するための各論がまじっているというところが難しいですね。

○友實市長 それはそうなってるかもしれんね。

○山本委員 確かな学力の定着と心身ともに健康な幼児、児童・生徒の育成というのが大

きな目標で、それを達成するための手段として教育環境整備推進とか、豊かな心の育成と
触れ合いのある学校教育の推進とか、そういうふうな体系というか、上にあるのが子ども
たちの学力とか、心身ともに健康だとか、そういうのがあって、それを実現するための施
策として各論だったらその教育環境整備もそうですし、さっきの教員の資質の向上もそう
ですし、そういう整理するとそういうふうになると自然な整理の仕方になると思いますけ
ど、ちょっとまじって入ってるから、ちょっとそういう角南先生が持ったような疑問とか
が出てくる。

○杉山教育長 わかります。

○内田委員長 市長、いいですか。

○友實市長 どうぞ。

○内田委員長 これ①の生きる力を育む教育の充実と、幼稚園、小学校入ってるんですけ
ど、生きる力を育むその教育の充実のために必要なことを上げているといえどとれるんじ
ゃないですか、教員の資質の向上も含めて。

○山本委員 そうなんです、だから……。

○内田委員長 だから、その1があるから、ここが並列的になってもそれは全て捉えら
れる、1のために、1のこの生きる力を育てていく。そのための教育に必要なものが教員
の質であり、環境整備であり、確かな学力であり、生きる力のために確かな学力が要る。
生きる力のために安心・安全な学校給食の提供も必要だというふうに捉えたら、これはそ
の全てがまざってるとかなんとか、混同されてるのじゃなくって1の項目に戻るんじやな
いかなと思うんですけど。

○山本委員 そういうふうにも読めるんで、そんなに厳しく厳格に分けなくてもいいんだ
とは思いますが。

○友實市長 まあ、そうですね。

○山本委員 きちんと分けようと思うと、ちょっと本当に重要なやつとそれを実現するた
めの施策とまじってるといえばまじってるんですけど、余り厳格に言っても意味がないか
もしれないと思いますので……。

○友實市長 これでも学術論文じゃないですから。確かにここの部分はとっても重要で、
市民の皆さんもここのところは手を抜かないでほしいという思いは強いと思うんです。
だからといって、これが文法的な部分をちょっと不整合があっても構やせんと思うん
です。思いが伝われば、赤磐市の。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 それから、②の項で特に気になるのは、協働、地域リーダー、ボランティアによる子育て、あるいは学校支援を推進するということなんですけども、これは私自身は地域社会が学校等を支援していくことは、もうとても重要と考えています。特に、ここへ皆さんや山本さんはそういう活動を実際されていると伺ってるんですけども、そういった経験の中でちょっとここにアドバイスなりご意見いただけたらと思うんですけども、いかがでしょう。

○山本委員 ここに書いてあることはそれでいいと思うんですけど、具体的に財政支援をいろいろやっていただければ……。

○友實市長 そういう声が出てこんといけんなと思ったんです。

事務局、済いません。ここへ出てこんでもいいですから、今の発言なんかは重要なことです。メモしとってください。

○原田部長 録音もしてますので。

○友實市長 はい。

日名さん、どうですかね。

○日名委員 そうですね、確かに財政的な面ももちろん今もしていただいているんですけど、もっと充実するとさらにありがたいんですけど、本当にボランティアの広がりっていうのも地域に任せていかなければならないので、その育成についても地域として考えていかなければならないと思います。

○友實市長 ありがとうございます。

後からでもいいですから、やっぱりそういうご経験されてる方々の意見は貴重ですんで、この先もどんどんご提言いただきたいと思います。

続いて、③のあたりはいかがでしょう。

何か見落としてるようなことがあるようなら、ここで加えていきたいとは思いますが。

会議終了後でもお気づきのところがあったら、何かメモ書きとかいただけたらいいなと思います。

どうでしょうか、スポーツ。

このスポーツのところなんですけども、この書いてあるのが普通の表現かと思います。スポーツする環境がこの赤磐市には結構備わっていると私は思います。よそにはないホッ

ケーがあったり、熊山の武道場は全国選手をたくさん輩出してます。そうしたちょっと特化する部分は必要ないんでしょうか。⑤にも関して同じように言えるんですけども、赤磐には歴史文化でいうと国分寺、あるいは両宮山古墳、それから熊山遺跡とか、結構文化財的なものがたくさんあって、そういったものをもっと市としても高めていくんだよっていうような姿勢はどうなんでしょうか。

ここの書いてある3つは普通のことです。岡山、総社でも書けます。そういう視点ははどうでしょう。

○山本委員 はい。

○友實市長 はい、どうぞ。

○山本委員 大綱ですので、余り具体的なことを書くのもどうなのかなと思ってしまいますけど。

○友實市長 そう思いますよ。ただ、私はこれ大綱をつくっていく際に事務局なんかでは言わせていただくとるんは、理念をつらつらっと書き並べて頭に赤磐市と書いたんじゃあつまらないと、タイトルを赤磐を岡山にかえたら岡山の大綱になるようなもんをつくりたくはないというふうなことも言わせていただいて、赤磐の課題にきちっとピントを合わせ、それから赤磐の持っているポテンシャルを引き伸ばしていく、こういった大綱にしてほしいなということを常に言わせていただいて、そういう中でこれを今のスポーツ、あるいは文化について言わせていただいたわけなんですけども、要は赤磐っていう地域を個性、カラーも出していきたいと、こういう意味です。

○山本委員 はい。

○友實市長 はい、どうぞ。

○山本委員 具体化するの是非常にいいことだと、わかりやすくいいんですけど、両宮山古墳だけ挙げるとほかのところはどうなのかとか、何を挙げるかが難しくなってくるとは思うんですけど、そこをうまくチョイスできれば、それならそれを挙げて誰もが納得するようなものを挙げればいいんじゃないかと思います。

○角南委員 一ついいですか。

○友實市長 はい、どうぞ。

○角南委員 この最後の文化財なんですけども、これ文化財とか文化遺産とか、ある程度目に見えてるものになってしまうんですけど、実はそれぞれの地で小さなほこらなんかでも歴史のある何か道祖神じゃないですけど、それぞれのとこってそれぞれの歴史がありま

すよね。それを守っていけるようなものを入れていただけたらなと思います。ちょっとわかりにくいですが、例えば私らのところは小さなほこらがあって、そこを毎年お祭りじゃないですけども、それをずっと長らく代々というか、こういうことをやってるんだよという言い伝えじゃないですけど、何かお祭りみたいな、お祭りじゃないですけども、そういうものが。それは目に見えないものなんですけども、それを語り継いでいけるようなものを入れてほしいなど。

○友實市長 地域に伝わる伝説的なものとか。

○角南委員 そうです。

○友實市長 赤坂の岩上神社のような、何か伝説ありますよね。

○山本委員 受験の神様というのを聞いた。

○友實市長 いやいやそうじゃなくて、岩が昔神様が何かしたとかというような伝説をあそこ持ってますよね。そういったのはやっぱり語り継がなんたらどっかで消えてしまうんで、そういう意味のことだと思んですけども。

○角南委員 そうです。

○友實市長 それをダイレクトには書けないけど、何かやっぱりその地域の伝統というか、そういったものも守っていくよってというような話になるのかな。

○奥田次長 中身で出てくるでしょうね。

○友實市長 どっかに出てきてもいいと思う。

○奥田次長 よくあるのが昔の語り話というんですか、そういったものや、こう、昔の冊子とかがあるんですけど、今は多分そういう話はなくなってると思います。そういう昔からの逸話なり、そういう伝説みたいなものは大事にすべきというふうのは昔からあったと思います。

○友實市長 だから、そういったこともやっぱり生涯教育の一環なのかな、地域社会で生きていく中で。

○奥田次長 しっかりやはり下の若い層へつないでいくというのも一つじゃないかなと。

○友實市長 ちょっとここへ入るかどうかは別として、意識してください、つくり込んでいく中で。

時間も大分過ぎてきたんで、次に移らせていただきます。

それでは、4番、策定スケジュールについてお願いします。

○藤井課長 市長。

○友實市長 はい。

○藤井課長 ただいま各委員さんおっしゃられたことを踏まえまして、今後作業を進めていきたいと思っておりますけれども、スケジュールのほうでは総合計画の策定とあわせながら8月末を目途に、この赤磐市の教育行政振興基本計画の策定作業を進めてまいりたいと思っております。そして、9月あるいは10月の総合教育会議等で決定をいただくというスケジュールで今考えております。よろしく申し上げます。

○友實市長 説明が終わりました。

ご意見等ございましたらどうぞ。

○内田委員 はい、それじゃあ市長。

○友實市長 はい、どうぞ。

○内田委員 ただいま事務局から3つの基本方針と5つの基本目標の説明がありました。いろいろと意見が出て、改良すべき点、結果が出てきたいろいろあって、今後検討も必要かと思いますが、大まかなことについては教育委員会で重点項目としては承認をしているという経緯があります。細かいことは今後つけ加え、さらに改良していくとしても、そういう意味で大綱の策定については、事務局が示したこの提案どおりで策定作業を進めていただければと思っています。

○友實市長 はい。

事務局、スケジュールは大丈夫ですね。

○事務局 はい。

○友實市長 ちなみに赤磐市議会とのやりとりというのは、今後いったいどうなるん。

○原田部長 一応案件ぐらい出していくんかな。

先般の総務文教委員会で今日の開催の話をしてますので、またこういった概要をご報告したり、今後こうしますというのを一度出していかないといけません。タイミングを見て次回ぐらいに。

○友實市長 総務委員会とかで、がさがさっと意見が出て、変わってきたりとかあるんじゃない。よくわからない。それは修正レベルですんなら反映すりゃええと思うんですけども、大きく変わってきたらまたこっちへ戻ってってということになるのかな。

○原田部長 この辺あれかな。教育振興基本計画は議会の議決事項かな。

○奥田次長 いりません。

○友實市長 じゃあ、市議会から重大な変更に伴うような意見が出たときには、もう一遍

こっちの会議でお諮りするという手続でいいでしょうか。やはり、これは大綱はこの総合教育会議の中で決定していくべきものだと思いますので、意見はいろんなとっからいただきやあええと思うんですけども。

○原田部長 基本線をここで決をいただいて、委員会のほうには今日何か質問が出れば適切に対応させていただくということで。

○友實市長 わかりました。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 次に、協議事項の3番、教育課題について、教育改革を赤磐市の重要課題の一つと位置づけて産官学、冒頭の挨拶に言いましたが、この学力向上に向けた取り組みについてこの意見交換をしますので、まず事務局のほうから説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○石原課長 では、お願いします。

12ページに資料があります。赤磐市産官学連携事業、学力向上に係る産官学連携の研究ということで現在取り組んでいるものです。これは赤磐市内の学校の喫緊の課題である学力向上に向けての何かてこ入れになるのではないかとということで始まった研究です。具体的に申しますと、岡山大学大学院教育学研究科寺澤研究室が行っているマイクロステップドリルと、ベネッセコーポレーション株式会社が行っているタブレット端末を活用した補充学習の2本立てで行うものです。

メリットはそこにあるとおりで、どちらも補充学習によって学習意欲の向上であったり、学習内容の確実な定着を目指しているものです。

矢印中ほどになりますが、実施校についてはマイクロステップドリルが4校、ベネッセタブレットの実施校が2校で現在進めております。

ただいまのところ、26年度の9月から始まっている事業ですので、現在検証を行うということで資料を集め、情報収集を行い分析検討を行っているところです。これにつきましては、本事業を平成28年3月まで延長するというを行う予定で現在動いているところです。

また、一番下にありますとおり、平成28年度以降につきましても現在予定ということにはなりますが、効果の検証を具体的に見た後に今後の取り組みについても考えたいと準備をしているところです。

以上です。

○杉山教育長 市長。

○友實市長 はい、どうぞ。

○杉山教育長 今日、教育委員がこの27年度新しく校長になられたところを学校訪問いたしました。その中で、今日磐梨小学校のほうへも訪問をさせていただきました。校長のほうからも、この産官学連携協力事業についての効果について、担当の先生と話をさせていただきました。ちょうど今日が今私たちが一番心配しております環境整備の中の光回線にして一気にダウンロードができ、それからタブレット等の不備が起きないかということで、ちょうど今日の午後ですか。

○藤井課長 今日午後です。昨日回線を切りかえましたので、今日午後検証を、4時ぐらいから検証するという予定です。

○杉山教育長 はい、そういう日にちょうど今日行きましたから、実際にタブレットで復習をしているところは今日は見れなかったですが、そういう転機の日でありました。学校といたしましては、例えばマイクロステップドリル等について今磐梨小学校は読みから書きへ入っています。反面、毎日の復習というのは学校現場はかなりきつい面がありますから、そのあたり本当に毎日がいいのかどうか、3日に1回程度でもいいのではないかな。そういう検証も含めながら、一番学校が取り組みやすく継続していける体制というのを私たちが考えて、この産官学より学校もある程度継続を毎日しながら、より効果的なものを私たちが探っていくのも事実です。

私たちは、実際に見に行っても効果も確かめていますが、もうご存じのように周りに多くのしかも偉い市長さんや県会議員、知事さんがき出したら、これは張り切って意欲は必ずそのときは。けど、私たちは広げていくためには客観的な成果というものが、これは大事にしていかなければいけない。そういうその客観的な成果をより集めたいというので、今回補正予算で28年3月まで現在の検証事業を続けさせていただく。それが30日に最終議会になりますので、あくまで28年度以降の取り組み、予定予定というて先ほど事務局が申しましたのは、まだ議会最終日で補正予算がありますので、そういう面での予定で、商業的な意味での予定ということでは決してありませんので、つけ加えをさせていただきました。

○友實市長 このことについていかがでしょうか。様子見とかありましたら。

○内田委員 市長、いいですか。

○友實市長 どうぞ。

○内田委員 昨年度は仁美小でタブレットを使った授業を見せていただき、今日はマイクロステップドリルの説明を磐梨小でお聞きしました。

学校現場、学校には朝の学習の中で国語だけでなく、算数だけでなく、いろいろな読書とか運動とかクロッキーとか絵とか、そういうものを入れて少しずつ情報面とか基礎基本の定着とかを立てていますが、これを取り組んでいると束縛感があるのではないかというような懸念も今日は受けました。だから、先ほど杉山教育長さんが言われたように、本当にこれいいと思うんです、子供たちにとって。

今の磐梨小の子は、朝始業の5分、内緒ですよ。内緒ですが、始業の5分前からもう取り組んでいるんです。8時15分から30分前が朝の学習ですけど、その15分間では十分やりこなせないから、子供たちは自主的に10分から取り組んでいて、30分の朝の会が始まるまでには終わっているというような状況をつくっています。でも、それが毎日となったときにやっぱり担任として、別のこういう面も育てたいなと思ったものがないというような感じを与えたら、本当にいいものが学校現場に喜ばれて浸透をするのかなあというような思いも持ちました。

だから、本当に今後検討をし、そしてより親しみやすく、より手軽にこういうものを活用して学ぶようにとか、学力の定着につなげるためにはどのような活用方法があるかということを検討、改善していけたらとても有効ではないかなという感じがしています。だから、ここでじゃあこれからぜひ予算がどうのこの、議会を通さなければいけないということなので、議会が通った段階で、また本当に前向きに改めて検討すべきものではないかなというふうに今日は感じてきました。

以上です。

○友實市長 どうなんでしょうかね、その辺。

私が思うのに、これを1から6年生の全学年で毎朝8時15分から8時半の間やったら、まさに朝、例えば外で体操するとか、ボールを蹴るとか、そういうことができんくって朝からもうタブレットになるという、要するに全校がそういうことになるのはいかなもんかと思いますが、私はこれをタブレットなりドリルなりを1から6年の全学年で実施するっていうのは、私の思いにもありません。だから、特定の限られた学年で一番効果のある学年でこれをやっていくのみと、最小限でというのが最初からの思いであって、それが何年生でやるのが一番効果が高いのかっていうのを学校、教育委員会と議論しな

がら5年生じゃなかろうかということで取り組んだわけなんです。5年生の1年間に朝の15分間を机に座れと、席へ座れというのがいかなもんかって言われると、それはいかなもんなんでしょう、よくわかりません。全学年でやるのは、むしろよくないと思います。だけど、特定の一つの1学年でやるっていうのも、そういう1年間があっても悪くはないのかなと思ったりもしたんですけども、どうでしょう。

○内田委員 1年間の積み重ねって大きいですから、ある面効果あり、ある面反動もあると思います。全学年でというようなことも毛頭考えてないし、本当に効果のある、上がる使い方をしていったらいいと思うんですけど、やっぱり使いやすくて、より効果が上がる方法は今後ベネッセとか、それから岡大の寺澤先生と相談しながら赤磐市独自に赤磐市の方式として進めていくのも目玉になっていくのかなあという気はしないでもないですが。

○友實市長 そうですね、これのまだ本当に何もわからない状態から手をつけて、じゃあ授業の外で朝の15分間をやってみようと、それも継続すること、あるいはその効果をしつかりと確認するつちゅうことから15分でも毎日ということでトライしてみたんですけども、これは子供たちにとっても今の半年間を振り返ったときに、選択に誤りはなかったんかなって私も学校現場も思ってるんじゃないかなあ。

教育長どうですか、そこは。

○杉山教育長 まず、学年についてはよかったと思います。それから、毎日というのに対しては、今これはしんどい、継続は無理だ。これがもう本音の、現場の職員たち。ですから、例えば今岡大から来るマイクロステップドリルをとにかく毎日1日何ページというてきますが、それを、しかもそれ月曜日に来ればいいんですが、途中で来るんです、今日聞いたら。毎週月曜日にぴしっと来ないという。そうすると、そんなに無理をしたものは続きませんから、週に例えば毎日しようことが週水金はマイクロステップドリルを一緒にやっていくという、それで効果が上がれば学校のほうも、ほんなら読書もあその学校はしていかにやいけん子供たちです。読めても文としての捉え方が難しいんです。課題です、と来てから。そうすると火曜日はこれをする。木曜日は学校としての活動ができる。そういうちょっと柔軟な運用方法というものを、このまた延長して結果が出たら、そういう方向も探りながら検討していく必要はあるだろうなあと思います。

先ほど教師の資質、能力というのも、やっぱり教員の取り組み方によってかなり違いますし、そこは適宜の学校の意向も聞きながら柔軟な、毎日朝のこの時間でというのは、こ

れはもう現実的に無理があります。統計を見ても、ああ使つとる時間が何分だというのは全部出ておりますから、現実はそのような現実です。

○友實市長 ほかにどうでしょう。

○山本委員 今日行って話を聞かせてもらった、タブレットの分は、勉強をやる気のある人はタブレットがなくても普通に勉強しますと。でも、タブレットがあるからこそ興味を持つ人もおるんで、その人には有効じゃないですかみたいなご意見があったんで、どの範囲でタブレットを持ってもらって勉強してもらうかというのも、いろんな検証してみた結果で決めていかないといけないかなと思いました。

○友實市長 ただもう、1つのクラスの中でA君は別にタブレットじゃなくってもちゃんと勉強するから、B君はそれがないとだめ。

○山本委員 難しいですよ。

○友實市長 それはちょっと厳しいものがあるねえ。

角南先生、どうでしょう。

○角南委員 今その1年間ですけど、ちょっと先ほどのことなんですけど、もしその子がタブレットがなくなった状態に戻ったときの検証がすごい必要かなと。

○友實市長 ですわね。

○角南委員 以前、仁美小学校に学校訪問に行ったときは、何かちょっと異様な雰囲気、イヤホンしてるんで、何か視界がこういう状態で勉強してみんな猫背になったりしてるから、ちょっと子どもらしくないなという気持ちは受けました。それが授業中だったんで、朝の10分、15分だけだとまた話が違うんでしょうが。

○市長 授業中にやってたん。

○角南委員 あれ、授業、ベネッセ。

○内田委員 授業が早く終わった人からやってた分ですかね。

○角南委員 ああ、終わった人。

○杉山教育長 復習。

○内田委員 ですよね。

○杉山教育長 そういう使い方もできますし。

○友實市長 始終そういう状態ではない。1日のうちの何分か、数時間。

○日名委員 進度が違うから。

○内田委員 そうそうそう。違うから。

○日名委員 その子によってスピードが違うんで、違うところをそれぞれ。

○内田委員 開くところも違うし。

○友實市長 やっぱり聞くのにこれは要るんだらうね、きっと。

○内田委員 要ると思います。

○日名委員 私もちよっと今日行った授業見せていただいて、本当に子供たちがすごく15分からと先生が言われてるのに、もう10分から自分たちから進んでやるというのは知って本当にすごいなあと思いました。いい習慣がついているんだなとは思いました。ただ、少し私も昔学校に勤めてたことがあるんですけど、そういうときにやっぱり朝の時間を国語だけでなくって、ちよっと昨日できなかったことをこの子にはやらせたいとか、いろいろあるというような個々の状況を考えると、ちよっと実はそういうのにも使いたいなとも思ったんですけど、多分時間。でも、本当にこの習慣化してるなというのは感じました。本当に歯磨きみたいに何も意識しなくても勉強をどんどんどんどん次々進んでいけるような、そういう習慣がついてるっていうのはすばらしいと思いました。

前回、私も仁美に行ってみせていただいたときには、まだ始まりだったから、ちよっとフリーズしてる子が結構あって……。

○友實市長 機械的なもの。

○日名委員 はい、機械的。以前まだ始まったばかりだったのを見せていただいたので、そういう面ではちよっとその時間のロスがあると思うものも見せてもらって思ったんですけど、でも個々に応じたプログラムができていくっていうのは、そういう面はいい面なんです。本当にまたいい面、悪い面をまだまだ検証して行って、本当にメリットがどんどん大きな子供たちに広がっていけるようにできればいいですけど、難しいと思いました。

○友實市長 学力が全てじゃないけども、今の赤磐にいろんな周囲の声なんかで届けられるのは、やっぱり学力については市民の関心が極めて高いというのは、もうこれ事実です。本当に子どもに負担にならんように極めて短時間で最大限の効果がある方法としては、これはとっても有効だという認識持ってます。というのも、今全国の学力テストの結果は集計がまだなんで見えない状態なんだけど、このタブレットを通じてベネッセが抱える顧客ですね、いわゆる。全国の同じ学年の生徒と各科目ごとに比べることができるんですけど、スタートしたときと現在と比べると、やっぱり学年平均、随分向上してます。だから、赤磐市の第一命題、これについてはやっぱりこれは大きい効果があるというのは

手応え感じている。これが全国学力テストでどういう結果を出すかはもうちょっとしたらわかるんでしょうけども、そういったものも踏まえながらこのタブレット、マイクロステップドリルを来年度からどうしていくかっていうのは、もう一遍考える機会はあるのかなって思ってます。また、ここの教育会議にもこのわかった情報をお知らせしながら、こういう議論をしながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そしたら、協議事項の4番、その他の項に移ります。

何か協議事項ありますか。

事務局いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 委員の皆さん、何かありましたら。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友實市長 いろいろ活発にご意見をいただきました。ありがとうございます。

それでは、この総合教育会議、第1回の総合教育会議でございましたが、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。